

足利市特定建設工事共同企業体取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、市が発注する建設工事に係る共同企業体の適正な運用を図り、工事の円滑かつ適正な施工を確保するため、工事ごとに結成される共同企業体の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、「特定建設工事共同企業体」（以下「共同企業体」という。）とは、大規模かつ技術的難易度の高い工事の施工に際して、技術力等を結集することにより工事の安定的施工を確保する場合等工事の規模・性格等に照らし、共同企業体による施工が必要と認められる場合に工事ごとに結成する共同企業体をいう。

(対象工事)

第3条 共同企業体の対象工事は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 土木工事 発注予定金額が概ね2億円以上
- (2) 建築工事 発注予定金額が概ね3億円以上
- (3) 設備工事 発注予定金額が概ね1億円以上

2 前項に定めるもののほか、工事の規模又は施工内容に照らし共同企業体による施工が必要と認められる一定規模以上の工事については、対象工事とすることができる。

(構成員の数)

第4条 共同企業体の構成員の数は、2社又は3社とする。

(構成員の資格)

第5条 共同企業体の構成員は、次の各号の要件を満たす者とする。

- (1) 当該工事に対応する許可業種につき、許可を有しての営業年数が3年以上であること。
- (2) 当該工事に対応する入札参加資格者名簿の等級が最上位等級又は第2位等級に属する者であること。
- (3) 当該工事を構成する一部の工種を含む工事について元請としての実績があり、当該工事と同種の工事を施工した経験があること。
- (4) 当該工事に対応する許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有

する主任技術者を工事現場に専任で配置することができること。

(構成員の組合せ)

第6条 共同企業体の構成員の組合せは、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 最上位等級に属する者の組合せ

(2) 最上位等級及び第2位等級に属する者の組合せ

(結成方法)

第7条 共同企業体の結成は、構成員の自主結成とする。

2 共同企業体を結成した構成員は、同一工事において他の共同企業体の構成員になることができない。

(出資比率)

第8条 共同企業体の構成員の出資比率の最小限度基準は、次の各号に定めるところによる。

(1) 構成員が2社の場合 30パーセント以上

(2) 構成員が3社の場合 20パーセント以上

(代表者)

第9条 共同企業体の代表者は、構成員のうちで施工能力が最も大きい者とする。

2 代表者の出資比率は、構成員のうちで最大(同比率である場合を含む。)とする。

(共同企業体の有効期間)

第10条 市が契約した共同企業体の有効期間は、当該工事の完成後3か月を経過した日までとする。

なお、当該有効期間満了後においても当該工事につき、契約不適合責任がある場合には、各構成員は、連帯してその責を負うこととする。

2 当該工事につき結成された共同企業体のうち契約の相手方とならなかったものの有効期間は、当該工事の契約が締結されたときをもって終了するものとする。

(その他)

第11条 この要領により難しい場合には、足利市入札参加者等選考委員会の審議を経て決定するものとする。

2 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は

別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成20年4月1日から適用する。
- 2 足利市建設工事共同企業体取扱要領（平成7年4月1日実施）は廃止する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和3年4月22日から適用する。